

## 情報セキュリティ大学院大学における競争的資金等取扱いに関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、情報セキュリティ大学院大学における科学研究費補助金などの文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人の競争的資金（以下、「競争的資金等」という。）に関し、情報セキュリティ大学院大学受託研究取扱規程と共に手続等の取扱いの適正な運営・管理を確保することを目的とする。

### (法令等の遵守等)

第2条 研究代表者等は、交付決定を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

### (最高管理責任者)

第3条 本学に、競争的資金等に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、学長がそれを担当する。  
2 競争的資金等の運営・管理について最高管理責任者は大学全体を統括し、最終責任を負う。統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

### (統括管理責任者)

第4条 本学に、競争的資金等に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、研究科長がそれを担当する。  
2 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する。

### (コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学に、競争的資金等に関する運営・管理の責任者を置き、事務局長がそれを担当する。  
2 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理について、統括管理責任者を補佐し、実務上の責任を負う。また競争的資金等の運営・管理に係る全ての構成員に対しコンプライアンス教育の実施状況を管理し、構成員が適切に管理・執行を行っているか等をモニタリングし必要に応じて改善を指導する。  
3 コンプライアンス推進責任者は必要に応じてコンプライアンス副責任者を立てる事ができ、コンプライアンス推進業務の補佐にあたらせる事ができる。

### (事務処理手続き)

第6条 公募要領により競争的資金等に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出等することとなっている場合には、研究代表者等は事務局長に遅滞なく届け出るものとする。  
2 競争的資金等の事務処理手続きについては、研究種別毎に別途「事務手続き」を定め、研究者に周知するものとする。

### (研究費の適正な運営・管理)

第7条 研究代表者等は、競争的資金等の交付内定（継続分を含む）を受けたときは、その経理に関する事務を、事務局長に委任したものとみなす。  
2 前項の経理事務の委任があったときは、事務局長は事務局の該当担当にその旨通知し、次条に規

程する事務を処理させるものとする。

(経理事務の準拠)

第8条 競争的資金等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該競争的資金等を管轄する官庁の定める取扱い規程等並びに経理規程、旅費規程、及びこれらに基づく定めによるものとする。

(不正防止対応計画)

第9条 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を別途定めるものとする。

(不正な取引に関与した業者の処分方針)

第10条 不正な取引に関与した業者の処分については、教授会においてその取り扱いを決めるものとする。

(不正行為に対する懲戒等)

第11条 不正行為に対する研究者の懲戒等の処分は就業規則に準じて行うものとする。

(競争的資金等の使用に関するルール等の相談窓口)

第12条 競争的資金等の使用に関する大学内外からのルール等の相談窓口は、事務局長及び本学の定める相談員とする。

(通報・告発の受付窓口)

第13条 競争的資金等の不正使用に関する大学内外からの通報・告発の受付窓口は、事務局長及び本学の定める相談員とする。不正使用に関する通報・告発を受けた時は速やかにその情報を最高管理責任者及び統括管理責任者に伝達する。最高管理責任者は必要に応じて情報セキュリティ大学院大学申立対処委員会に対処の検討を指示するものとする。

第14条 この規程に定めのない事項については、教授会の協議を経て学長が決定する。

附則

1 この規程は平成19年11月30日から施行する。

1 この規程は平成26年9月24日から施行する。